

庄新町公民館利用規程

(名称)

第1条 公民館の名称は、庄新町公民館（以下「公民館」という。）と称する。

(位置)

第2条 公民館は、倉敷市庄新町11番7―38号に位置する。

(目的)

第3条 この規程は、公民館の利用規定を定め、適切な運用を通じて町内会活動の発展並びに会員相互の親睦と福祉の向上に資することを目的とする。

(運営)

第4条 公民館の運営は、町内会役員によって行う。ただし、役員の決定により運営の一部を会員に委託することができる。

(利用申請資格)

第5条 全ての町内会員は、公民館の利用を申請することができる。

2 町内会員以外のものは、町内会員の紹介を得なければ公民館の利用を申請することができない。ただし、災害時における避難所として利用する場合はこの限りでない。

(利用申請及び承認)

第6条 公民館を利用しようとするものは、別紙申請書により承認を受けなければならない。

2 公民館の利用承認にあたり、次の各号に該当するときは、公民館の利用を認めない。

- (1) 公益を害し又は風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2) 建物、備品を損傷する恐れがあるとき。
- (3) 物品の販売又は極めて営利的に利用すると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教的に利用すると認められるとき。ただし、公職選挙法による選挙運動期間中の個人演説会に利用する場合はこの限りでない。

(承認の取り消し)

第7条 町内会長は、利用承認後においても次の各号に該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 町内会活動又はやむを得ない事情により公民館を利用する必要性が生じたとき若しくは、緊急の事態からその利用を禁止する必要性が生じたとき。
- (2) 第6条第2項に該当すると認められるとき。
- (3) 利用申請が虚偽によると認められるとき。

(利用規則)

第8条 公民館利用上の注意事項等は、公民館利用規則で別にこれを定める。

(損害賠償)

第9条 利用者が建物、備品を破損し又は亡失したときは、これを原型に回復し若しくは、その損害を賠償しなければならない。

(経費)

第10条 公民館の運営経費は町内会費で負担する。ただし、新たに会員となった者は施設負担金1,000円を収めることとする。なお、退会者には返還しないものとする。

(利用料)

第11条 公民館利用料は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に該当する申請資格者は、原則無料とする。
- (2) 同好会及び教室等で、月謝等の会費を徴収している場合は、1時間当たり300円を納付する。
- (3) 第6条第2項第4号、ただし書きの個人演説会は1時間当たり1,000円を納付する。

2 前項の利用者(サークル等)でエアコンを使用した場合は、次のとおり使用料を納付する。

- (1) 4時間未満使用した場合は、100円納付する。
- (2) 4時間以上使用した場合は、200円納付する。
- (3) 役員が、町内会活動で利用した場合は免除する。

(規程の改正)

第12条 この規程は、役員会において役員の4分の3以上の議決を得なければ改正することはできない。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行と同時に、旧庄新町公民館利用規定は廃止する。

庄新町公民館利用規則

- 1 公民館を利用できる者は、原則として庄新町町内会員とします。
- 2 利用者は、所定の申請書を提出してください。
- 3 利用後は、利用報告書に記載してください。
- 4 火気の使用は、「厨房ガスレンジ」のみとします。
- 5 全館「禁煙」です。
- 6 天井、壁は柔らかい石膏ボードです。

鋸、釘等の利用はできません。また、物をぶつける等すると簡単に破損します。
- 7 建物、備品等を破損、汚損した場合は速やかに事務所まで連絡してください。
- 8 退館時は利用者が、エアコン、照明、ガスの元栓を確認後施錠してください。
- 9 公民館内の備品（冷蔵庫等）を使用するグループは、定期的な整理整頓を行ってください。
- 10 利用規則が守れない場合は、利用許可を取り消します。
- 11 年2回（春、秋）公民館利用者で、公民館内外の一斉清掃を行ってください。